

(参 考)

平成 2 1 年度地方債計画について

1 策定方針

平成 2 1 年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創設（地方公営企業等金融機構の改組）し、一般会計についても貸付対象とすることとしている。

2 概 況

上記の方針に基づいて策定した結果、平成 2 1 年度の地方債の総額は下表のとおり 1 4 兆 1, 8 4 4 億円となり、前年度に比べて 1 兆 7, 0 6 8 億円、1 3. 7%の増となっている。

このうち、普通会計分は 1 1 兆 8, 3 2 9 億円で、前年度に比べて 2 兆 2, 2 7 4 億円、2 3. 2%の増となっている。

また、公営企業会計等分は 2 兆 3, 5 1 5 億円で、前年度に比べて 5, 2 0 6 億円、1 8. 1%の減となっている。

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成 2 1 年度 | 平成 2 0 年度 | 増 減 額 | | 増 減 率 |
|----------|--------------|--------------|------------|-----|-------------|
| | (A) | (B) | (A)-(B) | (C) | (C)/(B)×100 |
| 普通会計分 | 1 1 8, 3 2 9 | 9 6, 0 5 5 | 2 2, 2 7 4 | | 2 3. 2 |
| 通常分 | 4 8, 1 4 3 | 4 6, 3 7 3 | 1, 7 7 0 | | 3. 8 |
| 特別分 | 7 0, 1 8 6 | 4 9, 6 8 2 | 2 0, 5 0 4 | | 4 1. 3 |
| 臨時財政対策債 | 5 1, 4 8 6 | 2 8, 3 3 2 | 2 3, 1 5 4 | | 8 1. 7 |
| 財源対策債 | 1 2, 9 0 0 | 1 5, 4 0 0 | △ 2, 5 0 0 | | △ 1 6. 2 |
| 退職手当債 | 5, 7 0 0 | 5, 9 0 0 | △ 2 0 0 | | △ 3. 4 |
| 調 整 | 1 0 0 | 5 0 | 5 0 | | 1 0 0. 0 |
| 公営企業会計等分 | 2 3, 5 1 5 | 2 8, 7 2 1 | △ 5, 2 0 6 | | △ 1 8. 1 |
| 総 計 | 1 4 1, 8 4 4 | 1 2 4, 7 7 6 | 1 7, 0 6 8 | | 1 3. 7 |
| 通常分 | 7 1, 6 5 8 | 7 5, 0 9 4 | △ 3, 4 3 6 | | △ 4. 6 |
| 特別分 | 7 0, 1 8 6 | 4 9, 6 8 2 | 2 0, 5 0 4 | | 4 1. 3 |

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

3 地方債計画の特色

(1) 公債費負担軽減対策

平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、5兆円程度の公的資金（平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金）の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとしている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債5兆1,486億円を計上している。

(3) 地方道路等整備事業債の創設等

道路特定財源の一般財源化に伴い、臨時地方道整備事業債を見直した上で地方道路等整備事業債を創設している。

併せて、臨時河川等整備事業債及び臨時高等学校整備事業債について、一般事業債に移し替えている。

(4) 行政改革の促進に寄与する地方債の発行

① 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,700億円を計上している。

② 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革推進債を充当することができることとし、3,200億円を計上している。

(5) 合併特例事業の推進

「市町村の合併の特例に関する法律（合併旧法）」及び「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づく市町村合併を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、9,500億円を計上している。

(6) 第三セクター等改革推進債の創設

第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施することができるよう、一般事業債において第三セクター等改革推進債を発行できることとしている。

(7) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(8) その他

① 調整

国庫補助負担金の一般財源化及び自動車関係諸税の減税に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分並びに地方法人特別税等による減収に係る資金手当分を計上している。

② 再生振替特例債の創設

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政再生団体が、収支不足額を地方債に振り替えることによって、当該収支不足額を財政再生計画の期間内に計画的に解消するため、再生振替特例債を発行できることとしている。

4 地方債資金の確保

(1) 地方公共団体金融機構資金の創設

地方公共団体金融機構資金を創設し、一般会計事業についても貸付対象とするとともに、地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処することとしている。

平成21年度の地方公共団体金融機構資金については、

- ① 地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業債について、従来分に加え、新たに、合併特例事業債、防災対策事業債及び地域活性化事業債を対象とし、5,121億円を計上している。
- ② 臨時財政対策債の急増に対処するため、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に5,000億円を計上している。

(2) 公的資金

公的資金については、臨時財政対策債の急増に対処するため、地方公共団体金融機構資金を5,000億円増額するとともに、財政融資資金を6,940億円増額することにより、5兆7,670億円を確保している。

(3) 民間等資金

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債等の発行を引き続き推進することとし、市場公募地方債3兆6,700億円（対前年度2,700億円、7.9%増）を計上している。

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成21年度計画額 | | 平成20年度計画額 | | 差 引 (A)-(B) (C) | 増 減 率 (C)/(B) ×100 |
|--------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------------------|--------------------------|
| | (A) | 構成比 | (B) | 構成比 | | |
| 公 的 資 金 | 57,670 | 40.7 | 45,730 | 36.6 | 11,940 | 26.1 |
| 財 政 融 資 資 金 | 39,340 | 27.7 | 32,400 | 26.0 | 6,940 | 21.4 |
| 地方公共団体金融機構資金 | 18,330 | 12.9 | 13,330 | 10.7 | 5,000 | 37.5 |
| (国の予算等貸付金) | (1,819) | — | (2,127) | — | (△ 308) | (△ 14.5) |
| 民 間 等 資 金 | 84,174 | 59.3 | 79,046 | 63.4 | 5,128 | 6.5 |
| 市 場 公 募 | 36,700 | 25.9 | 34,000 | 27.2 | 2,700 | 7.9 |
| 銀 行 等 引 受 | 47,474 | 33.5 | 45,046 | 36.1 | 2,428 | 5.4 |
| 合 計 | 141,844 | 100.0 | 124,776 | 100.0 | 17,068 | 13.7 |

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆7,800億円（前年度比7,500億円、12.5%増）を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。